

# 組合の機関の求めにより出頭した者の 実費弁償に関する条例

昭和48年 6月 4日  
条 例 第 2 号

改正

昭和61年 9月29日条例第3号 平成 2年 2月28日条例第2号  
平成 9年 2月26日条例第2号 平成24年12月19日条例第7号

(目的及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の常滑武豊衛生組合職員以外の者で次に掲げる者に対して支給する実費弁償について定めることを目的とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項後段の規定により、議会が行う調査のため出頭した者
- (2) 地方自治法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ出頭した者
- (3) 地方公務員法第8条第6項の規定により、証人として公平委員会の求めにより出頭した者
- (4) その他、組合の機関の求めにより出張した者

(実費弁償の支給方法)

第2条 実費弁償は、出頭し、又は出張したとき別表により支給する。ただし、管理者が必要と認めたときは、その範囲内において定額弁償とすることができる。

- 2 前項に定めるものを除くのほか、職員以外の者で組合の機関の求めにより公務の遂行を補助するため旅行した者に対し、実費弁償を支給することができる。ただし、愛知県内の旅行又は愛知県外の旅行で宿泊を伴わないものにおける日当は支給しない。

(委任)

第3条 この条例の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則（昭和61年9月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年2月28日条例第2号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月19日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の組合の機関の求めにより出頭した者の実費弁償に関する条例第2条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表

日 （1日につき）	当 宿 泊 料 （1夜につき）
2,600円	14,000円